



Municipal workers
Services municipaux
Servicios municipales



適正な都市と包摂的なニュー・アーバン・アジェンダ に関する10のキーポイント

第3回ハビタットに関するPSIの姿勢

国際公務労連とは

国際公務労連(PSI)は152の国と領土に存在する659の組合に代表される2千万人以上の労働者が結集するグローバル労組連合である。私たちは世界のあらゆる地域で質の高い公共サービスを推進することに力を注いでいる。PSIのメンバーは社会サービス、ヘルスケア、自治体・コミュニティサービス、中央政府、および水・電力・廃棄物などの公益事業の分野で働いており、その3分の2が女性である。PSIは国連の主要な労組・労働者グループと第3回ハビタット(国連居住開発会議)のパートナー総会(GAP)のメンバーでもある。そうしたことから、PSIグループは第3回ハビタットに重大な直接的利害があり、伝えるべき重要なメッセージを持っている。

10のキーポイントについて

次ページ以降に記載されている10の重要な点は、ニュー・アーバン・アジェンダに対するPSIの優先事項を示すものであり、下記の基本原則に基づいている。

- 都市の社会・経済的包摂と地域経済の発展のための前提条件としてすべての人にディーセントな労働の機会を創出すること
- 水、エネルギー、保健、運輸、廃棄物処理、ソーシャルサービス、教育等の不可欠な公共サービスを誰もが利用できるようにし、その分野に公共投資を行うこと
- 公共空間(パブリックスペース)と共有地(コモンズ)を民営化やジェントリフィケーション(訳者註:都市の居住地域を再開発して高級化すること)から守ること
- 公的調達に労働条項と環境条項を入れること、および公契約の透明性と公開
- 地方政府のエンパワーメント(訳者註:自らの力で発展や改革に必要な力をつけること)
- ニュー・アーバン・アジェンダの実施を担うことになる公共部門ならびに自治体労働者のディーセントな労働・生活条件と能力開発
- 腐敗と闘うための総合的なアプローチ
- 地方政府とコミュニティのための税の公正
- すべての人に住居権
- 各国政府が包摂的なニュー・アーバン・アジェンダと自国の税及び貿易政策との間に政策の一貫性を確保する必要があること

PSIは、各国政府、地方政府、国連、労働者、労働組合の連合組織及び将来の都市の形成と構築のプロセスにかかわるあらゆる利害関係者に対して、これらの10ポイントを提唱し、第3回ハビタットの結論文書に反映させること、そしてその実施において一貫してそれらの点を支持することを強く訴える。

1) 都市と地域社会のすべての労働者のためのディーセントな雇用機会の創出はニュー・アーバン・アジェンダの中心になければならない

市政府と都市経済開発計画が、包摂、社会経済的融合および持続可能な生活を提供しようとするなら、こうしたプログラムはディーセントワーク¹に根差すものでなければならぬし、労働者をその中心に位置づけるものでなければならぬ。それらは、女性や若者、非正規で不安定な低スキルの労働者、長期失業者、ワーキングプア、移住労働者、先住民社会及び性的マイノリティーグループなど、潜在的に弱い立場にある労働者に特別な注意を向けなければならない。

働く人々は、都市を築き、動かし続ける人々である、そしてそうするためには彼らはディーセントな労働条件を通じたエンパワーメント、権利、保護、能力開発が必要である。雇用最低年齢以上の都市住民は誰もが労働者もしくは潜在的労働者であり、地方レベルでディーセントな雇用機会を創出することによって初めて中央政府と地方政府は都市住民を持続的にエンパワーすることができ、彼らは潜在能力を発揮して、彼ら自身や彼らの家族を貧困から抜け出させ、都市の不平等格差を埋めることが可能になる一方で、地元経済の発展と不可欠公共サービス及び社会的保護制度に貢献することができる。ディーセントワークの不足は、多くの都市政策や不動産開発の失敗の背後にある主要な要因である。なぜなら人々は金銭的に都会で生活することが無理になり、専ら低所得者が住むような郊外やスラムに押しやられるからである。ILO のディーセントワーク・アジェンダを地方と都市レベルで実施することは、すなわち積極的な労働市場政策を通じて都市のあらゆる労働者に雇用機会を創出すること、そして現行の労働条件（特にインフォーマル経済で働く貧しい労働者の労働条件）を改善することを意味する。こうした雇用機会は基本的な人権と労働者の権利を尊重し、保障しなければならない。

- N 労働における平等な処遇と差別の禁止
- N 適切な労働安全衛生基準 (OSH);
- N 社会的保護を誰もが受けられること
- N 非正規から正規雇用への移行を促す有効な措置
- N 教育、職業訓練及び技能開発の機会を生涯にわたって利用できること
- N 生活賃金と持続可能な生活。

2) 不可欠サービスとインフラは公的なもので、すべての人々が利用でき、地域社会に対して民主的説明責任を持つものでなければならない。

不可欠な公共サービスを誰もが利用できるということは、都市住民の間の平等性に重要な影響があり、人権尊重と切り離せないつながりがある。こうした公共サービスは持続可能な開発目標 (SDGs)²の土台である。不可欠な公共サービスには、水、手頃な価格のエネルギー、下水設備、廃棄物処理、保健、教育、ソーシャルサービス（保育や高齢者介護、低所得者用住宅など）、治安(自治体警察)、緊急サービス(たとえば消防職員、救急医療職員)、文化事業（たとえば図書館や博物館）、公共空間（たとえば公園）及び天然資源の管理などが含まれる。利用しやすい、手

¹ 国際労働機関によると、ディーセントワークとは生産的な労働の機会を必要とするもので、ディーセントワークは相応な収入、職場での保障、家族のための社会的保護、自己啓発の見込みと社会的融合、関心を表明し、団結して、彼らの生活に影響する決定に参加する自由、そしてあらゆる男女の機会と処遇の平等を提供する。ディーセントワークの概念は基本的なILO条約に根差すもので、4本の柱、すなわち (1) 基準と権利、(2) 雇用の創出と事業の開発、(3) 社会的保護および (4) 社会対話に支えられている。国際労働機関(ILO)の定義どおり、ディーセントワークは以下の8つの中核的ILO条約を満たすものである— 結社の自由と団結権に関する第87号条約（1948年）、団結権及び団体交渉権に関する第98号条約（1949年）、強制労働に関する（1930年）、強制労働の廃止に関する（1957年）、就業の最低年齢に関する第138号条約（1973年）、最悪の形態の児童労働に関する第182号条約（1999年）、同一価値の労働に対する同一報酬に関する第100号条約（1951年）、雇用及び職業についての差別待遇に関する第111号条約（1958年）。

² 国連の持続可能な目標のページ <http://www.un.org/sustainabledevelopment/sustainable-development-goals/>

頃な料金の質の高い公共サービスの役割は、包摂的で持続可能な都市を築くために最も重要である。

これらの不可欠公共サービスは公有でなければならない。市場力学と利潤最大化が不可欠公共サービスの提供を支配するようになると、公的機関の義務であり追求する任務がある社会的・環境的な持続可能性の目標は歪められ、もはや達成できなくなる。公共資源と共有物は危険に陥り、透明性と民主的な市民の監視が弱まり、市民社会に対する全体的な経済的・社会的コストが増加する。民間部門の方が公共部門よりも効率的であるという説の根拠はないし、実のところ公共部門の効率は民間部門と同様か、それ以上である。このことは、広範なグローバルな経済調査による資料や実際の経験によって判明している³。それは、資産の一括売却であれ、民間委託あるいはコンセッションや官民パートナーシップであれ、いかなる形の民営化においても一貫して見出せる結果である³。官民パートナーシップに代わる有効な方策には、再公有化、官官パートナーシップ及び自治体間の協力などが含まれる。

3) ニュー・アーバン・アジェンダには、都市の公共空間、土地及び天然資源を保護する、そして効率的で持続可能な輸送システムを開発するための規定が含まれなければならない

公共サービスや共有物と同じように、都市部の公共空間を保存し、利用できるようにし、保護することは、都市住民の間の平等性を保つための重要な要素であり、人権の享受と切り離せない関係にある、そして包摂的で弾力性のある、持続可能な都市に欠くことのできない条件であると同時に参加型民主主義と市民のエンパワーメントの必要条件でもある。適切、安全、清潔な、しかも然るべき設備が整った公共空間を利用してこそ初めて、人々は集会と表現の自由の権利を行使できるし、清潔で健康的で持続可能な環境の権利を行使することができる。公共空間はローカルな開発と雇用の鍵でもある、なぜならそれはアクセスと交通にとって不可欠であり、また女性やインフォーマル経済で働く労働弱者の生活の重要な手立てである青空市場や露天商及びゴミ拾いなどの経済活動にとって不可欠だからである。都市部の適切な公共空間の存在は、社会的差別、市場主導のジェントリフィケーション、社会的周辺化及び都市部での孤立地区やスラムの拡散を防ぐ重要な要素でもある。

都市部の公共の土地を参加型都市農業のために利用することも、包摂的で持続可能な都市をつくるため、そして都市部での食糧入手の手立てを確保するために、極めて重要であることが証明されている。都市が受け継いできた伝統と文化的資源を民営化から守り、適切な政策によって将来の世代のために保存しなければならない、一方それらは社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）と参加の重要な手段なので、利用しやすさは維持されなければならない。環境にやさしく、持続可能で、利用しやすい、共有の輸送システムの存在は、包摂的な都市公共空間に典型的な文化的活力と社会経済的な連携を確保するために不可欠であり、一方大気の本質と安全性、雇用及び積極的なライフスタイルに貢献する。

ニュー・アーバン・アジェンダは次のことによってこれを達成できる:

- 公共空間と共有地の民営化や商業化（例えば民間の不動産開発業者による公共空間の囲い込み、あるいは公園への民間入園料徴収など）を、然るべき法的枠組みによって止める
- 地方及び自治体当局に対して、彼らのあらゆる都市計画において適切で公平に分布した

³ PSIRU (2014年) 官民部門の効率。EPSU大会に向けた状況説明, 2014年5月, www.epsu.org/IMG/pdf/PSIRU_efficiency.pdf; Hall D, なぜ官民パートナーシップはうまくいかないのか。官に代えることによる多くの利点PSIRU 2015 http://www.world-psi.org/sites/default/files/rapport_eng_56pages_a4_lr.pdf;

Jomo KS, Chowdhury A., Sharma K., Platz D. 官民パートナーシップと持続可能な開発のための2030年アジェンダ: 目的に合っているか? UN DESA Working Paper No. 148 ST/ESA/2016/DWP/148, 2016年2月 <https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/2288desaworkingpaper148.pdf>

安全な公共空間をすべての人のために提供し、これに投資することを要求する、それには公共交通、歩行者、自転車および配送業者用に適当に分離して整理されたアクセスも含まれる。

- 公共空間の確認、利用及びグレードアップ（たとえばスラムの改良、市街地の菜園や家庭菜園）のために参加型で、ジェンダーに対応したアプローチを奨励し、促進し、投資する。
- 環境にやさしく、持続可能で、安全で、ジェンダーに配慮した、共有の公共輸送システムに投資し、促進する。

4) ニュー・アーバン・アジェンダにおける公的調達には社会面と環境面の責任と説明責任がなければならない

地方政府と自治体は建設業界の重要な顧客の中に入っており、したがって公平で包摂的な都市に向けた進歩的改革のための強力な変革の担い手になることができる。公共部門は、彼らの都市建設やインフラ開発政策と購買力を利用して、建設業者や供給業者に社会、労働及び環境基準を尊重するよう要求する、そしてディーセントワークと持続可能な地元調達の慣行を促進するための巨大な潜在的な力を持っている。

ニュー・アーバン・アジェンダにおける公的調達は、社会的、環境的及び地方経済の開発目標を達成することを目ざさなければならない、そしてコスト面だけを重視することがあってはならない。地方政府と自治体は、ILO 第 94 号条約⁴¹に沿って、彼らの調達政策のなかに社会的条件と労働条項を入れるために彼らの購買力を利用しなければならない。第 94 号条約には、出自や地位に関係なく建設現場における全労働者の平等な待遇と条件についてはっきりと言及すること、強制的な正規雇用取り決め、安全衛生の基準とスキル、および責任は下請けのプロセス全体に及ぶことが含まれている。監視と適正な評価が行われるようにするために、公契約の詳細は公表され、すべての人がアクセスできるようにするべきである。いくつかの自治体はニュー・アーバン・アジェンダで参照として役立つような優れた慣行⁵¹をすでに採用している。

5) 地方政府は、包摂的なニュー・アーバン・アジェンダ実現のために認識され、エンパワーされなければならない

地方政府は、包摂的で革新的な地方及び都市政策の導入と実施の最前線にあり、また防災に関する仙台議定書や気候変動に関するパリ協定、持続可能な開発目標（SDG）およびニュー・アーバン・アジェンダなどのグローバルな枠組みの実施において最前線にある。したがって包摂的で持続可能な都市開発および有効な都市の危険・危機管理システムの創設の中心にある重要な担い手としての都市、自治体、地域及びその他の地方行政体の政治、財政および行政面でのエンパワーメントが確保されることが極めて重要である。

地方当局は、社会的包摂、ディーセントな職の創出、労働者の権利と労働条件に関連するあらゆる問題でも極めて重要な役割を果たす、そしてインフォーマル経済の労働者をフォーマル経済に取り込むことを促す重要な担い手である。したがって地方政府は、労働の査察、地方の積極的市場政策や地方の民主主義と政策決定への労働者の参加などにおいて、ローカルレベルでディーセントワークを実施するためにエンパワーされる必要がある。さらに自治体は資金の裏付けのない権限を委任されることで負担を負うことがあってはならない。サブシディアリティ（補完性）は、周期的な予測できない政治的変動に左右されることのない十分に持続可能な資金提供を伴うものでなければならない。

⁴¹ [ILO Convention concerning Labour Clauses in Public Contracts, 1949 \(No. 94\)](#)

⁵¹ 一例は、ICLEIの建設における責任のある調達に関するレスピロ・ガイドラインである <http://www.respiro-project.eu/>

6) ニュー・アーバン・アジェンダを実施するために、公共部門と自治体の労働者には適正な労働・生活条件と技能・能力開発が必要

地方政府は抽象的な存在ではない。働く人々によって構成されており、技能を持ち、十分に訓練された地方政府・自治体職員が適正な労働・生活条件と十分な資源を利用できることによって初めて、彼らが働く地域社会に質の高い公共サービスを持続的に提供することができるのであり、また急速な都市化によって生じる多くの難題にうまく立ち向かうことができるのである。選挙で選ばれる地方政府の代表たちは周期的な政治的変動によって変わるが、職業人としての地方公務員は政治の変動があっても職場に留まる、そして彼らの仕事は都市政策の実施に継続性と一貫性及び長期的な持続可能性を確保するために不可欠である。したがって、ニュー・アーバン・アジェンダでは、地方政府職員が包摂的で持続可能、安全な都市にするための革新的で建設的な解決策を開発して実施できるようにするために、彼らが不当解雇の脅威なしに ([ILO C. 151 on Employment Relations in the Public Service](#) 公務における労働関係に関する ILO 第 151 号条約に従って) 団結し団体交渉する権利⁶を守り、促進すること、そして彼らの能力開発とプロ化を促進する措置を支持することが不可欠である。

7) ニュー・アーバン・アジェンダの実施のためには腐敗に対する総合的アプローチが必要である

ニュー・アーバン・アジェンダの実施における腐敗と非倫理的行為を防ぐために、国と地方の両レベルで、当事者と関係者全員を対象として、一貫性があり効果的で強制力のある透明性と説明責任の規定と措置が導入されなければならない。公的調達手続きにおいても然りで、そうした手続きの詳細と契約は透明性と説明責任及び適正な評価を可能にするために公開され、すべての人がアクセスできるものでなければならない。これには、比例的で制止効果のある制裁、腐敗や非倫理的行為によって得た得の差押え、内部告発者やその家族とコミュニティへの危害や報復を防止するための十分な施策が含まなければならない。

8) ニュー・アーバン・アジェンダに持続的な資金を充当するには、地域社会のための税の公正が必要である

ニュー・アーバン・アジェンダには、民間部門による応分の税の支払いを含む持続可能な公的財源が必要である。地方・地域政府の下で操業する、もしくはそこに本拠地を置く多国籍企業も含むこうした民間部門は、彼らが操業して利益を生み出している地域社会に対して税金を支払わなければならない。地方政府当局は税政策に関与して、国内およびグローバルな企業や投資家との間でバランスのとれた合意をとりつけ、税収面での地元社会への適正な還元や、地元でのディーセントワークの創出、クリーンテクノロジーの移転、利益の再投資、商品の公正な価格設定、アビューシブでない紛争解決条項と市民への公共サービスの保護などの決定において直接発言する権利を持てるようにしなければならない。

9) グローバルなソーシャルハウジング不足に対して、住居権を支持する公平な解決策で緊急に対応しなければならない

ジェントリフィケーションと不動産投機、乏しいソーシャル・ハウジング（福祉住宅）と共生政策、および都会での公共空間の民営化と商業化は、社会経済的排除と強制立ち退きと合致するときに、それらは爆発する危険のある混合物を創り出し、弱者のコミュニティを都市の周辺に押し

⁶ 中核的な ILO 条約である *結社の自由と団結権に関する第 87 号条約 (1948 年)*、*団結権及び団体交渉権に関する第 98 号条約 (1949 年)* による

やり、都会のゲットーとスラム街を生み出す。こうした社会的に差別されたインフォーマルな居住の仕方は、社会・経済的不平等を再生し、インフォーマル経済の中での非正規雇用・労働の悪循環を生み出し、世代を越えて貧困、非識字及び技能・教育の不足を永続化させ、公衆衛生や治安にとっての脅威を高めて断ちがたくなる。都会のなかでもスラム街は災害や異常気象現象に見舞われた際により大きな被害を受ける。金銭的に職場の近くに住むことができず、コストの大きい長時間通勤を余儀なくされているのは、まさに日常的に都市を築き、都市のために働いている労働者（たとえばごみ収集員、建設労働者、バスの運転手、教員、看護師等々）であることが多い。

公共住宅の不足とインフォーマルな居住地（訳者註：法的な権利を所有せずに占有されている居住地）に関連する社会経済的問題への対応ができていないことは、公平な都市と包摂的なニュー・アーバン・アジェンダにとって大きな脅威である。必要なのは公平で包括的な緊急の解決策であり、それは住宅の権利を支持し、住宅市場と公平な土地改革に関する有効な規制、低所得住民やその他の弱者グループのための適切で持続可能なソーシャル・ハウジング（訳者註：低所得者等の住宅問題を解決するための施策）を内容とし、強制立ち退きの中止を含むものである。国、地域及び地方政府の資源を動員し、持続可能な解決策を見つけるためには協調的な努力が必要であり、それには適切で手頃な価格の住宅を開発し、参加型のスラム街改修を促進するための財源としての信用組合や建設協同組合も含まれる。持続可能で環境的に処理や再生が可能な地元の資材を、エネルギー効率の良いテクノロジーと共に使うことは、既存のソーシャル・ハウジングのグレードアップのために奨励されなければならない、そしてそうした新たな現場では炭素排出量を減らし、生産と処理の過程を環境により優しいものにしなければならない。

10) 中央政府は、規制的枠組みの設定と公平な都市と包摂的なニュー・アーバン・アジェンダ実施のための政策の一貫性を確保することにおいて決定的な役割を果たす

中央政府は、万人への十分な雇用機会創出を土台にして地方政府と地域社会が公平な都市を建設し、包摂的なニュー・アーバン・アジェンダを成功裏に実施できるようにする、そして彼らにそうした力を与えるという重大な役割と責任がある。中央政府は、以下の原則に基づく国内の政策枠組みを実施することによって地方政府が成長できるような環境を創ることができる。

- 地方住民に直接的な利害関係があり、彼らが参加型の民主的プロセスを通じて政策形成に与える機会を持つべき政策分野における地方分権
- 地方のインフラと公共サービスの財源にするために徴税面でのサブシディアリティ（補完性）、それによって地方の成長と経済発展は地方経済に再投資されるようにする
- ディーセントワークと ILO 第 151 号条約に基づく、そして地方政府レベルでの良好な労働関係の慣行を支えるような、公共部門の労働関係の規定のための国内の枠組み、
- 政策の一貫性、地方政府に対する支持・協力的なアプローチ、特に共通のシステムティックな課題（たとえば移住、環境保護、気候変動、災害）に関して

各国政府はまた ニュー・アーバン・アジェンダ とグローバルな税・貿易政策の枠組みとの間の政策の一貫性を次のことによって確保する責任もある。

- 多国籍企業と国際投資家によって設計され、市民へのサービス提供に不可欠な財源を奪う複雑な金融工学や税金逃れ計画を正すための、公平で包括的なグローバルな税協力システムに向けた国際課税制度改革⁷のための取組みを支持すること

⁷ [2015 Declaration of the Independent Commission for the Reform of International Corporate Taxation \(ICRICT\)](#)

- 次のような貿易協定交渉から手を引く
 - 国と地方政府の主権と規制権限を、ビジネスや企業の有利になるように制約する
 - 用途地域や建築規制、酒類販売権、廃棄物処理などの分野での損害賠償請求権を外国企業に提供することによって、地方政府の規制と行動に対する異議申し立てできるようにする、そして
 - 環大西洋貿易投資パートナーシップ協定《TTIP》、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)および新サービス貿易協定(TISA)など、公共サービスへの彼らの投資能力を制限する。これらの貿易協定は、ビルトインされた投資家対国家間の紛争解決手順を通して、地域社会の利益のために社会的/環境的目標などの非営利的目標を追求することを旨とした決定を国や地方の政策決定者が承認・改正する能力を制限するので、持続可能な開発努力が損なわれる。

さらに多くの情報と資料を希望される方は以下にご連絡ください:

Public Services International (PSI)
45, avenue Voltaire - 01210 Ferney-Voltaire - FRANCE
Tel: +33 4 50 40 11 66
municipal@world-psi.org
www.world-psi.org